

令和5年10月

丸亀市農業委員会定例総会
議 事 録

令和 5年10月20日開会

丸亀市農業委員会

令和 5 年 1 0 月 丸 亀 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

開催日時 令和 5 年 1 0 月 2 0 日 (金) 午前 9 時 3 0 分～午前 1 0 時 5 0 分

開催場所 丸 亀 市 役 所 2 階 2 0 1 ・ 2 0 2 会 議 室

出席委員 4 0 人

農業委員 1 4 人

1 大西 貴久	2 田中 浩信	3 尾野 弘季	
	6 和泉 弘美	7 山根 三枝子	8 富田 等
9 牛田 均	10 小松 和貴子	11 竹内 章雄	12 松永 哲之
13 竹田 久義	14 松永 哲夫	15 尾崎 義美	16 松下 孝江

農地利用最適化推進委員 2 6 人

1 元木 繁雄	2 西山 孝	3 廣瀬 義文	4 一本松 学
5 齊藤 純子	6 坂井 清照	7 守家 祥司	8 戸張 正典
9 宮前 千代秋	10 山口 好則	11 須藤 誠一	
13 大野 忠志	14 高木 久義	15 田羅間 勳	16 横山 隆一
	18 宮武 俊博		20 新居 勉
21 山本 清秀	22 深井 正隆		24 竹林 隆
25 古竹 義弘	26 村山 雅美	27 徳永 善史	28 竹林 俊一
29 山本 敏一	30 三谷 孝治		

欠席委員 6 人

農業委員 2 人

4 内田 久夫 5 平山 康生

農地利用最適化推進委員 4 人

12 大西 総 17 田中 正隆 19 喜來 聖則 23 佐藤 久男

農業委員会事務局出席者

事務局長	谷本	孝二
事務局次長	大西	良明
主査	岩崎	正英
副主幹	香川	稔
主査	中山	弘美

その他の出席者

農林水産課 農政担当長 造田 忠彦

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第56号 農用地利用集積計画の決定について
議案第57号 非農地証明願について

報告

報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

●事務局長（谷本孝二君）

皆さんおはようございます。

定刻が参りましたので、ただいまから令和5年10月の農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日お配りしています資料の確認をさせていただきます。

（配布資料の確認）

それでは、議事に入らせていただきます。

総会の議事進行につきましては、松永会長の方でよろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

改めておはようございます。

もう秋の取り入れも終わった頃と思いますし、また地域の秋祭りもそろそろ終わったころだと思います。

今日は定例の総会でございますが、あと今日は皆さんの要望を、総会の終了後、副会長さんと一緒に市長さん議長さんにお届けをしたいと思っております。

そのような関係で、今日いろんな議題がございますけれども、適切な審議の方よろしくお願いをしたいと思います。

本日の出席の委員さんは16名中、15名の出席がありますので、過半数の方が出席されていますので、総会が成立していることを報告いたします。

本日の議事録署名委員は、7番山根委員と、8番富田委員さんをお願いいたします。

それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。

本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼します。農政に関する議題です。

- 1 農業振興地域整備計画の変更について
- 2 その他です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

●会長（松永哲夫君）

農業振興地域整備計画の変更について、農林水産課造田担当長から説明をお願いします。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

農林水産課農政担当長の造田と申します。

それでは農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。

資料を読み上げる関係で、座らせていただきます。

お手元の農業振興地域整備計画の変更についてをご準備ください。

表紙の次が変更等理由書、続きまして位置図があります。

1 ページから順にご説明いたします。

表紙をめくっていただいて、1 ページ目から順に説明します。

番号10の1、土器町西一丁目・・・面積891㎡のうち483㎡を・・・が分家住宅を整備いたします。

番号10の2、綾歌町栗熊東・・・面積451㎡を・・・が分家住宅を整備いたします。

2 ページ目をご覧ください。

ここからは、農用地区域への編入になります。

番号入10-1、土器町西一丁目・・・面積403㎡

番号入10-2、綾歌町栗熊東・・・面積3,846㎡

番号入10-3、綾歌町岡田上・・・面積273.56㎡

番号入10-4、綾歌町岡田上・・・面積786㎡

番号入10-5、綾歌町岡田上・・・面積145㎡

3 ページ目をご覧ください。

番号入10-6、綾歌町岡田上・・・面積9.01㎡

番号入10-7、綾歌町岡田上・・・面積2,553㎡

番号入10-8、綾歌町岡田下・・・面積1,222㎡

番号入10-9、綾歌町岡田下・・・面積4,420㎡

番号入10-10、綾歌町岡田下・・・面積231㎡

番号入10-11、綾歌町岡田下・・・面積259㎡

4 ページ目をご覧ください。

番号入10-12、綾歌町岡田下・・・面積3,674㎡

番号入10-13、綾歌町岡田下・・・面積746㎡

番号入10-14、綾歌町岡田下・・・面積348㎡

番号入10-3以降については、土地改良事業をするために編入するものです。

以上、除外2件、934.00㎡、編入14件、18,915.57㎡の申出となっています。

変更区分・地域別の内訳は、5ページの表にあります。

以上です。よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

初めてですけれども、何かご質問ありましたらよろしく願いします。

●農業委員（竹田久義君）

13番、飯山町の竹田です。

番号入10-7で登記簿地目が雑種地のものが、編入後に農地の用途になっていますが雑種地を編入するのですか。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

土地改良事業を実施するために、今回この土地が必要ということで編入するものです。

●農業委員（竹田久義君）

転用の際には、反当り幾らかの決済金を土地所有者が土地改良区等へ納金するようになっているが、今回の場合は、土地改良区から土地所有者へ支払うようになるかと考えていいのか。

●事務局長（谷本孝二君）

事務局から捕捉します。

編入の土地改良事業の部分につきましては、土地改良事業の区画整理事業、いわゆる基盤整備事業を実施するために事業対象地編入する必要があります。

登記地目が雑種地の現況地目は田で、現況も田として利用されていますことから、農地を効率的に利用するために、今回、一緒に基盤整備するもので、最終的には、異種目換地により田に換地し、登記地目も田に変更するようになります。

委員ご質問の賦課金については、土地改良事業完了後に田で登記がされますので、その時点で土地改良区の台帳に記載されるようになり、賦課金の対象になると思われます。また、台帳記載後に転用等の事案が発生すれば、決済金等の対象になると思われます。

今回、雑種地を編入するにあたり土地改良区等が土地所有者へ決済金の返金等については、発生しないと思います。また、今回の土地については、基盤整備事業の実施地になり、今後転用等が非常に難しい土地になります。

●会長（松永哲夫君）

竹田委員よろしいですか。

●農業委員（竹田久義君）

はい。ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

ほかに、ご質問ありましたらよろしく申し上げます。

●推進委員（徳永善史君）

推進委員の徳永です。

ちょっとよくわからないのですが。

基盤整備するために編入するようになっているけど、その田んぼ自体は、田で利用しているのに編入をしないといけないのか。

●事務局長（谷本孝二君）

現況が田で利用していても、農業振興地域の農用地に入らなかったら基盤整備事業の補助の対象にならないので、農用地に編入する必要があります。

●推進委員（徳永善史君）

編入しないと補助金の対象にならない。

●事務局長（谷本孝二君）

そうです。

●会長（松永哲夫君）

徳永委員、よろしいでしょうか。

ほかに、ご意見等ございませんか。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ほかに、ご意見等もないようですので農業振興地域整備計画の変更について、異議のないものといたします。

造田担当長さん、ありがとうございました。

その他の議題はありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告連絡事項に移ります。

報告1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

定例農家相談の開催結果についてですが、次第の裏面をご覧ください。

飯山市民総合センター開催分につきましては、9月27日水曜日に尾崎委員の担当で、本庁開催分につきましては、10月5日木曜日、内田委員の担当で、綾歌市民総合センター開催分につきましては、10月10日火曜日、竹内副会長の担当で、午前9時から午前11時まで行いました。綾歌市民総合センター開催時に1件の相談がありました。

綾歌市民総合センター開催時の相談内容につきましては、30年前に基盤整備を実施したが、進入路がなく田渡しで侵入しているため、進入路をつけてほしいといった内容でした。

実際、基盤整備を実施した時は、亡くなったご主人が対応されており、今回は奥さんからの相談で、何で進入路がないかわからないとの事でした。

回答としましては、基盤整備の実施に当たっては、それぞれ皆さんのご要望を聞いて、整備するもので、本来ですと農地それぞれに、進入路や用水路が整備されるのが普通である。今回の相談農地は、住居の北側にある農地で、宅地から進入することができるため、推測になるのですが、ご主人さんの考えにより、農地が減少することを嫌ったのではないか。そのため進入路がついてない状況になっていると考えられる。

また、進入路を今からつけるため、新たに土地改良事業等を利用するのは、相談者個人のみが利用するもので難しいので、自身で進入路を付けざるを得ない。息子さん等とご相談して、検討してくださいと回答をいたしました。

次に次回の農家相談の開催ですが、飯山市民総合センター開催分が10月27日金曜日、竹田委員さんで、市役所本庁開催分が11月6日月曜日、尾野副会長で、綾歌市民総合センター開催分が11月10日金曜日松永哲之委員さんで、それぞれ午前9時から11時までの受付になっています。

農家相談の手引きをお持ちの上、ご出席よろしく申し上げます。

以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ご意見等もないようです。その他報告事項は、ありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

本日、配布させていただいています令和5年度の市町農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会の開催要領についてです。

毎年、香川県農業会議が、県下の農業委員さん、推進委員さんを対象に一堂に会して、例年11月の末頃に会議をしております。

今年は、11月21日月曜日、午後1時半から4時15分までの間で、綾歌町のアイレックス大ホールで開催されます。

例年、県下の農業委員会の取組みの報告、また講師を招いての講演会があります。県下の農業委員さん等が一堂に会する機会ですので、他市町委員さんと情報交換とかができる場になっていますので、皆様のご出席をお願いします。

農業会議に出席者の報告を来月しないといけないので、来月の定例会まで、定例会当日でも構いませんが、どうしても当日都合がつかない委員さんは、事務局までご連絡ください。基本的に全員参加で申し込みますので、よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

事務局より説明がございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ご質問ないようです。

研修会には皆様のご出席をよろしくお願いいたします。

それでは続いて農地に関する議題に移りたいと思います。

本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

議案第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第56号 農地利用集積計画の決定について

議案第57号 非農地証明願について

報告事項といたしまして、

報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第53号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。議案の1ページをご覧ください。

位置図と一緒にご審議よろしくをお願いします。

議案第53号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は12件です。

1ページをご覧ください。

1番、中津町・・・面積433㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番、川西町北・・・面積177㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、郡家町・・・面積280㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4番、垂水町・・・面積138㎡【議案読み上げ】

この案件は、被相続人が所有していた当該農地を、譲渡人へ特定遺贈による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

5番、土器町東二丁目・・・面積882㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2ページをお開きください。

6番、綾歌町岡田東・・・面積791㎡【議案読み上げ】

この案件は、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。当該農地を交換することにより、全体的な農地の形状が整い、効率的に耕作ができるようになります。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

7番、綾歌町岡田東・・・面積 695 m²【議案読み上げ】

この案件は、6番で説明した案件の譲受人が交換する農地についてであり、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。

申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。

8番、綾歌町栗熊東・・・面積 171 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

9番、綾歌町栗熊西・・・面積 4,377 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、譲受人へ世帯内生前贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。

3ページをお開きください。

10番、綾歌町富熊・・・面積 1,314 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で果樹、野菜を作付けする計画が提出されています。

11番、綾歌町富熊・・・面積 226 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人の要望により売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

12番、飯山町東坂元・・・面積 1,528 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人の要望により売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

以上12件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部利用効率要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4号の農作業常時従事要件及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定等により、全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は、適用されないため、許可相当と考えています。

ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

議案第53号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から12番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に、ご異議も無いようですので、議案第53号農地法第3条第1項の規定による許可申請について12件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第54号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

4ページをお開きください。

議案第54号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は6件です。

1番、金倉町・・・面積283㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和33年頃に隣接する宅地に住宅を建築した際、あわせて造成し、現在まで一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、田村町・・・面積211㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に自営業に必要な重機の駐車場の造成整備を図るものです。

なお、この申請地は、平成4年頃に貸駐車場として造成し、現在まで利用してきました。今回当該地で転用を計画するにあたって、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知ったため、無断転用の解消を図り、引き続

き駐車場として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、山北町・・・面積 602 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に駐車場の拡張整備を図るものです。

申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5ページをお開きください

4番、川西町南・・・面積 757 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に長屋住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年8月に農振除外申請がされています。

また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、綾歌町岡田上・・・面積 457 m²【議案読み上げ】

この申請地は、昭和20年頃に資材置場として造成し、現在まで利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き資材置場として利用するものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、飯山町東坂元・・・面積 61 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に進入路の拡幅整備を図るものです。

申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上6件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第54号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から6番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第54号農地法第4条第1項の規定による許可申請6件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

次に、議案第55号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

6ページをお開きください。

議案第55号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は15件です。

1番、津森町・・・面積1,048㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲3区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、金倉町・・・面積297㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、柞原町・・・面積1,517㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅2棟の建築整備を図るものです。

なお、この申請地は、譲渡人が平成10年ごろ造成し、資材置場としてこれまで利用してきましたが、今回の申請をもって、無断転用の解消を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、柞原町・・・面積683㎡【議案読み上げ】

6ページにかけてになりますが、この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の造成整備を図るものです。

申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和5年8月に農振除外申請がされ

ています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、川西町南・・・面積 534 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、郡家町・・・面積 241 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、郡家町・・・面積 241 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページをお開きください。

8番、三条町・・・面積 1,994 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅6棟の建築、並びに進入路の造成整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和5年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、飯野町東二・・・面積 2,859 m²【議案読み上げ】

9ページにかけてになりますが、この案件は、所有権移転売買を行い、診療所1棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和5年8月に農振除外申請がされています。

また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、垂水町・・・面積 137 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、進入路等の宅地拡張整備を図るものです。

なお、この申請地は、令和5年1月頃隣接する宅地に住宅を建築する際造成し、現在まで宅地と一体利用してきました。今回の申請をもって無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番、綾歌町岡田上・・・面積 335 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸資材置場の造成整備を図るものです。

なお、この申請地は、平成20年頃に造成し、現在まで資材置場として利用してきましたが、今回の申請をもって無断転用の解消を図り、引き続き資材置場として利用するものです。

申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和5年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12番、綾歌町岡田東・・・面積1,973㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場、資材置場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10ページをお開きください。

13番、綾歌町栗熊東・・・面積511㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

14番、綾歌町富熊・・・面積1,294㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅4棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

15番、飯山町東坂元・・・面積469㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上15件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。

また、転用理由、農地区区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。

ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

●推進委員（山口好則君）

農地転用時に地元土地改良区等と協議の上、申請がされていると思うが、転用地横の農道部分の草等の管理について、転用後に問題になってきているケースが最近増えきている。農業委員会でコンクリートやアスファルト舗装をお願いする事はできないのか。

●事務局長（谷本孝二君）

農道について、必ずしもコンクリート等の舗装をすべきものではない。地元土地改良区等との協議の上、申請書が提出されているので、申請時に追加の依頼は、できない。また、近年、市街化が進む地域については、農業者が減少しているため、コンクリート舗装を転用事業者をお願いしているケースが増えてきているがあくまで、地元土地改良区等の考えになるので、それをもって転用申請の許可判断にはならない。転用申請の審議と異なるので、法定外公共物を管理している関係部署に対し、建議等で農業委員会として意見を申ししていきたい。

●会長（松永哲夫君）

転用地に隣接する水路等の管理等は、農業者の高齢化等により近年問題になってきている。農業委員会として、関係部署に要望してまいりたいと思います。
ほかに、ご意見等ございませんか。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第55号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から15番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

議案第55号農地法第5条第1項の規定による許可申請15件は、原案のとおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第56号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、11ページをお開きください。

議案第56号農用地利用集積計画の決定についてです。

11ページから52ページにかけて記載しています。

49ページ73番が取消となりましたので

申請件数は78件、筆数67筆、面積59,132.00㎡です。

詳細は表のとおりです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

只今の説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第56号農用地利用集積計画の決定について、78件の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

続きまして、議案第57号非農地証明願についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは53ページをお開きください。

議案第57号非農地証明願についてです。案件は2件です。

1番、金倉町・・・面積1.37㎡【議案読み上げ】

この申請地は、現在農道として利用されているものです。

2番、綾歌町富熊・・・面積46.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、現在農業用倉庫として利用されているものです。

以上2件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第57号非農地証明願について整理番号1番から2番の案件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。

報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知確認については、一括して、事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは54ページをお開きください。

報告第25号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

報告は4件です。

1番、飯野町東分・・・面積1,965.33㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年10月1日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

2番、広島町江の浦・・・面積5,160.00㎡【議案読み上げ】

56ページにかけてになりますが

この案件は、令和5年2月13日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

3番、飯山町下法軍寺・・・面積3,641.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和5年7月2日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

4番、飯山町西坂元・・・面積1,366.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和5年7月27日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

それでは57ページをお開きください。

報告第26号農地法第18条第6項の規定による通知確認についてです。報告は2件です。

1番、中津町・・・面積433.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作による賃借権の権利設定をしていたものですが、農地

法 3 条で借人に売却するため、離作補償なく合意解約するものです。

議案第 5 3 号 1 番で説明したとおりです。

2 番、綾歌町岡田東・・・面積 2,747.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、収用のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

報告は、以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項について、ご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項を終わります。

以上で、10月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 50 分終了）